

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第3号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づく職務権限の特例に関する条例（平成22年静岡県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、知事が、 <u>同項各号</u> に掲げる事務を管理し、及び執行することとする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、知事が、 <u>次に掲げる</u> 事務を管理し、及び執行することとする。 <u>(1) 静岡県立美術館の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、静岡県立美術館のみに係るものを含む。）。</u> <u>(2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</u> <u>(3) 文化に関すること。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。